

平成 2 4 年 度
新 規 採 用 養 護 教 諭 研 修
年 間 研 修 計 画

栃 木 県 教 育 委 員 会

この新規採用養護教諭年間研修計画は、「新規採用養護教諭研修実施要項」（栃木県教育委員会）に基づいて作成したものである。

1 年間研修計画作成の方針

新規採用養護教諭研修は、新任の養護教諭に対し、現職教育の一環として実施するものである。本県の教育施策や本県のおかれている実情等を考慮しながら、養護教諭としての実践的指導力と使命感を養うよう、研修内容の選択、研修方法の工夫をして年間研修計画を作成する。

2 対象教員

平成24年度に採用された新規採用養護教諭（勤務年数が1年を有しない養護教諭も含む。ただし、養護教諭としての職務経験を1年以上有する者及び臨時的に採用された者は除く。）

3 研修実施期間

平成24年4月から平成25年3月までの1年間。
ただし、校内研修は、4月から12月までの9月間。

4 研修の内容

- | | | |
|--|-------|-----|
| (1) 総合教育センター等における研修 | …………… | 14日 |
| ＜小・中学校＞ | | |
| ア 総合教育センター研修（初任者研修と合同の宿泊研修2泊3日を含む） | …………… | 13日 |
| イ 教育事務所研修（初任者研修と合同） | …………… | 1日 |
| ＜高等学校・特別支援学校＞ | | |
| 総合教育センター研修（初任者研修と合同の宿泊研修2泊3日を含む） | …………… | 14日 |
| (2) 校内において指導者（非常勤職員等）を中心とする指導及び助言による研修 | …………… | 15日 |

5 総合教育センター等における研修

(1) 趣 旨

総合教育センター等における研修は、主として、教員としての心構え、公務員としての服務、養護教諭の執務、健康診断、保健管理と指導、疾病の予防と管理、救急処置、児童生徒理解、児童・生徒指導、教育相談等に関する内容、一般教養に関する内容について、講義、研究協議、演習、保健室参観等を通じて理解を深めるものとする。また、宿泊研修を行うものとする。

(2) 研修の日程・内容等（小・中学校）

区 分	期日	研 修 内 容	会場	講師・助言者等
第1日	4/4 (水)	【初任研と一部合同】 開講あいさつ 講話 「教職員への期待」 「教職員の服務」 「児童・生徒指導の在り方」 説明「新規採用養護教諭研修について」	総合教育センター	県教委教育次長 教職員課職員 学校教育課職員 総合教育センター職員
第2日	4/23 (月)	説明 「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」 講話 「学校保健行政と養護教諭」 「感染症の予防と管理」 「学校における安全教育の充実」 「健康診断と事後措置」 「保健室経営について」 説明 「課題研究の進め方」	総合教育センター	総務課 学校教育課職員 健康福利課職員 総合教育センター職員
第3日	5/25 (金)	講話・実習 「学校環境・衛生活動における諸検査」 講話 「薬物乱用防止教育」 「性教育」 講話・演習 「健康相談」	総合教育センター	薬剤師 健康福利課職員 総合教育センター職員
第4日	6月中	教育事務所研修 (教育事務所の別途計画) 「先輩が行う授業の参観」 ・各教科等	教育事務所 の指定 する学校	小・中学校教職員 市町教委職員 教育事務所職員
第5日	7/12 (木)	講話 「人権教育の実践」 研究協議 「課題研究計画の検討」 【初任研と合同】 説明・班別協議 「宿泊研修に関する事前研修」	総合教育センター	小・中学校養護教諭 健康福利課職員 総合教育センター職員
第6日 第7日 第8日	8/1 (水) 8/3 (金)	【初任研と合同】 宿泊研修 「とちぎ海浜自然の家における宿泊研修」 ・「とちぎ海浜自然の家」の施設と機能 ・野外活動の指導法 ・各校種間の学校教育の相互理解	とちぎ海 浜自然の 家	とちぎ海浜自然の家職員 総合教育センター職員

区 分	期日	研 修 内 容	会 場	講 師 ・ 助 言 者 等
第9日	8/17 (金)	【初任研と合同】 講話 「教育関係法規」 「児童生徒理解とカウンセリング・マインド」 演習 「カウンセリングの基礎」 講話 「特別支援教育の理解と対応」	総合教育センター	教職員課職員 総合教育センター職員
第10日	8/28 (火)	講話・演習 「学校保健計画・保健室経営計画の作成について」 講話・研究協議 「いじめ・不登校等問題行動の理解と対応」	総合教育センター	大学等職員 総合教育センター職員
第11日	9/20 (木)	学校会場による研修 授業参観・研究協議 「担任と養護教諭による授業」 講話・参観 「保健室経営の実際」 講話 「養護教諭による保健指導の進め方」 研究協議 「課題研究の中間報告（１）」	小中学校	小・中学校教職員 小・中学校養護教諭 健康福利課職員 総合教育センター職員
第12日	10/19 (金)	講話・演習 「情報化への対応」 講話・実習 「救急処置（心肺蘇生法を中心に）」	総合教育センター	消防署職員 総合教育センター職員
第13日	11/22 (木)	講話 「児童生徒の注意すべき疾病異常の管理と指導」（歯科）（整形外科） 研究協議 「課題研究の中間報告（２）」	総合教育センター	医療関係者 小・中学校養護教諭 健康福利課職員 総合教育センター職員
第14日	1/29 (火)	発表・研究協議 「課題研究のまとめ」 講話 「私の目指す養護教諭像」 説明「２～５年目研修について」 【初任研と合同】 講話 「閉講にあたって」	総合教育センター	総合教育センター所長 小・中学校養護教諭 健康福利課職員 総合教育センター職員
15日	4月 12月	校 内 研 修 (各学校の別途計画)	勤 務 校	

付 記 事 項

- (ア) 第4日の期日及び会場は、各教育事務所から追って通知されます。
(イ) 第11日の会場は、追って通知します。
(ウ) 校内研修については「6 校内研修」を参照し、各勤務校において15日間実施するものとします。

(3) 研修の日程・内容等（高等学校、特別支援学校）

区 分	期日	研 修 内 容	会 場	講師・助言者等
第 1 日	4 / 4 (水)	【初任研（小・中）と一部合同】 開講あいさつ 講話 「教職員への期待」 「教職員の服務」 「児童・生徒指導の在り方」 説明「新規採用養護教諭研修について」	総合教育 センター	県教委教育次長 教職員課職員 学校教育課職員 総合教育センター職員
第 2 日	4 / 23 (月)	説明 「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」 講話 「学校保健行政と養護教諭」 「感染症の予防と管理」 「学校における安全教育の充実」 「健康診断と事後措置」 「保健室経営について」 説明 「課題研究の進め方」	総合教育 センター	総務課 学校教育課職員 健康福利課職員 総合教育センター職員
第 3 日	5 / 25 (金)	講話・実習 「学校環境・衛生活動における諸検査」 講話 「薬物乱用防止教育」 「性教育」 講話・演習 「健康相談」	総合教育 センター	薬剤師 健康福利課職員 総合教育センター職員
第 4 日	6 / 21 (木)	学校・関係施設による研修 講話・参観 「特別支援教育の実際」 「養護教諭としてのかかわり方」 「学校・関係施設との連携」 講話・参観 「養護教諭による保健指導の進め方」	特別支援 学校	特別支援学校教職員 特別支援学校養護教諭 関係施設職員 総合教育センター職員
第 5 日	7 / 12 (木)	講話 「人権教育の実践」 研究協議 「課題研究計画の検討」 【初任研と合同】 説明・班別協議 「宿泊研修に関する事前研修」	総合教育 センター	教職員課職員 健康福利課職員 総合教育センター職員
第 6 日 第 7 日 第 8 日	8 / 1 (水) 〃 8 / 3 (金)	【初任研と合同】 宿泊研修 「とちぎ海浜自然の家における宿泊研修」 ・「とちぎ海浜自然の家」の施設と機能 ・野外活動の指導法 ・各校種間の学校教育の相互理解	とちぎ海 浜自然の 家	とちぎ海浜自然の家職員 総合教育センター職員
第 9 日	8 / 17 (金)	【初任研（小中）と合同】 講話 「教育関係法規」 「児童生徒理解とカウンセリング・マイ ンド」 演習 「カウンセリングの基礎」 講話 「特別支援教育の理解と対応」	総合教育 センター	教職員課職員 総合教育センター職員

区 分	期日	研 修 内 容	会 場	講師・助言者等
第10日	8 / 28 (火)	講話・演習 「学校保健計画・保健室経営計画の 作成について」 講話・研究協議 「いじめ・不登校等問題行動の理解と 対応」	総合教育 センター	大学等職員 総合教育センター職員
第11日	9 / 13 (木)	学校会場による研修 校内・授業参観 保健室参観・講話 「保健室経営の実際」 講話・研究協議 「養護教諭による保健指導の進め方」 研究協議 「課題研究の中間報告（１）」	高等学校	高等学校教職員 高等学校養護教諭 総合教育センター職員
第12日	10 / 19 (金)	講話・演習 「情報化への対応」 講話・実習 「救急処置（心肺蘇生法を中心に）」	総合教育 センター	消防署員 総合教育センター職員
第13日	11 / 22 (木)	講話 「児童生徒の注意すべき疾病異常の 管理と指導」（歯科）（整形外科） 研究協議 「課題研究の中間報告（２）」	総合教育 センター	医療関係者 健康福利課職員 総合教育センター職員
第14日	1 / 29 (火)	発表・研究協議 「課題研究のまとめ」 講話 「私の目指す養護教諭像」 説明「２～５年目研修について」 【初任研と合同】 講話 「閉講にあたって」	総合教育 センター	総合教育センター所長 小・中学校養護教諭 健康福利課職員 総合教育センター職員

15日	4月 ～ 12月	校 内 研 修 (各学校の別途計画)	勤 務 校	
-----	----------------	-----------------------	-------	--

付記事項

- (ア) 第4日、第11日の会場は、追って通知します。
- (イ) 校内研修については「6 校内研修」を参照し、各勤務校において15日間実施するものとします。

6 校内研修

(1) 趣 旨

新規採用養護教諭が、各勤務校の実情と特色を理解し、児童生徒の実態を踏まえた教育活動を円滑に実施するために、学校における研修はきわめて重要な意味をもっている。校長は、総合教育センター等における研修の内容等を考慮し、各学校に応じた年間指導計画を作成し、指導者（非常勤職員等）の指導及び助言のもと、組織的に実施するものとする。

(2) 校内研修の日数・実施時期

ア 日数 15日

イ 実施時期
平成24年4月から12月までの適当な時期

(3) 研修内容等

ア 校内研修の内容

校内研修として予想される研修内容は次のような内容が考えられるが、選択の内容については、各校の実情に応じて内容を精選して実施するものとする。

	教育課題	保健室経営	特別活動・保健指導	実務的能力	そ の 他
研 修 内 容	*学校教育目標と保健指導 *学校の組織と運営 *教育公務員としての服務 *学校保健委員会と養護教諭 *人権教育 *特別支援教育	◎保健室の諸帳簿とその管理及び活用 ◎救急体制の整備 ◎保健室の機能についての理解 ◎学校保健計画の立案と養護教諭 *学級担任との連携 ◎保健室経営の実際と評価 ◎いじめへの対応と保健室経営	*児童・生徒指導とその関わり *児童生徒会活動とその関わり ◎保健指導計画の作成の仕方 ◎個別指導の実際と評価 *ティーム・ティーチングによる指導の進め方 *給食指導の実際 *喫煙、飲酒、薬物乱用防止、性、エイズ教育	◎健康診断の実施計画の作成 ◎健康診断の事前準備 ◇健康診断の事後措置 ◎健康観察の実際 ◇環境衛生活動の実際 ◎児童生徒の健康状況の把握 ◇救急処置の実際と事後措置 ◎健康相談の進め方 ◇感染症、食中毒の予防と発生時の対応 ◇効果的な学校歯科保健活動 ◎養護教諭の職務とヘルスカウンセリング ◎保健室登校児童生徒への対応	*公文書の取扱いと処理の仕方 *職員会議での報告の仕方 ◎要配慮児童生徒の把握と対応 ◇プール管理と水泳時の保健管理 ◎校内組織活動と関連の持ち方 *養護教諭と関連法規 ◎保護者との連携の在り方 ◎外部機関との連携の仕方 ◎情報提供の生かし方 ◎学校医、学校歯科医、学校薬剤師との連携の在り方 *保健主事の役割と養護教諭の役割の理解と協力体制

◎指導者（非常勤職員等）による指導がふさわしい内容

*校内組織で対応できる内容

◇学校医、学校歯科医、学校薬剤師による指導がふさわしい内容

(4) 年間指導計画書・年間指導報告書の様式

A4判、縦長、横書きとして、次の様式に従い作成する。

平成24年度新規採用養護教諭校内研修

年間指導計画書 報告書

〇〇〇立〇〇〇〇学校
校長 〇〇〇〇 印

1 新規採用養護教諭氏名

2 指導教員等職氏名

職 名	氏 名	備 考

3 校内年間研修計画（小・中）、年間指導計画（高・特）

総合教育センター等における研修の内容		月 日	指導教員等を中心とする校内研修の内容	指導者職 名
研修日を記入	総合教育センター等における研修の主な項目を記載する。	研修日を記入	校内における研修の主な項目を記載する。（15日）	

成果と今後の課題（報告書のみ）

4

(5) 新規採用養護教諭研修計画書・報告書記入上の留意点

ア 学校長が作成する。

学校及び校長名の記入はゴム印も可能とする。

イ 指導教員等職氏名の記入

(ア) 指導教員等が多い場合は、指導時間が多い順に5名の指導者を記入する。

(イ) 非常勤職員の場合は、職名には指導者と記入する。

(ウ) 指導者のうち、現職の養護教諭は○印、非常勤の養護教諭は◎印を氏名の前に記入する。

(エ) 備考欄には校務分掌上の係名を記入する。非常勤職員の場合は空欄とする。

(記入例：教務主任、保健主事、養護教諭、学習指導主任等)

ウ 研修内容

(ア) 報告書には、実際に行った期日と主な研修内容について記入する。

(イ) 当初計画した研修内容と異なる指導をした場合には、実施内容を記入し、研修内容の最後に「変更」と記入する。

(ウ) 校内研修の日数は15日とする。

エ 研修の成果と今後の課題の記入

研修終了後、研修を実施した結果、成果と認められた事項、また、今後の課題と考えられる事項について、年間指導報告書に記入する。

オ 年間指導報告書提出時の留意点

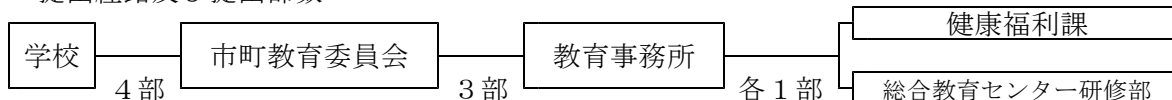
校長名の職印は、最終確認の意味で押印する。

(6) 年間指導計画書・年間指導報告書の提出について

校長は、当該学校における年間指導計画書及び年間指導報告書を次のとおり提出する。

【小・中学校】

ア 提出経路及び提出部数



イ 提出期限

年間指導計画書 … 別途通知する期日(5月)までに市町教育委員会に提出する。

年間指導報告書 … 別途通知する期日(翌年3月)までに市町教育委員会に提出する。

【高等学校、特別支援学校】

ア 提出先及び提出部数

栃木県教育委員会健康福利課長あて … 1部

栃木県総合教育センター所長あて … 1部

イ 提出期限

年間指導計画書 … 別途通知する期日(5月)までに提出する。

年間指導報告書 … 別途通知する期日(翌年3月)までに提出する。

(7) 新規採用養護教諭研修の運営について

ア 指導者(非常勤職員等)の勤務等に関すること

(ア) 任用期間は、4月1日から翌年3月31日以内の期間とする。

(イ) 指導者(非常勤職員等)を中心とする校内研修日数は、新規採用養護教諭1人につき年間15日とする。

(ウ) 指導者(非常勤職員等)による指導時間は、年間60時間(1日4時間×15日)を確保する。

イ 校内協力体制の確立に関すること

- (ア) 新規採用養護教諭に関して、全職員が共通理解を図ること
 - a 全職員が新規採用養護教諭研修の趣旨や具体的な研修の進め方について話し合う機会を設け、教職員一人一人が自分の果たす役割について理解し、研修への積極的な参加意欲を高める。
 - b 年間指導計画は校長及び教頭の指導の下に作成し、全教職員の共通理解を図る。
 - c 研修の進行状況を適宜報告し合い、これからの課題、各教職員の果たす役割などについて理解を図る。
 - d 新規採用養護教諭は、学校保健活動に関する実務や研修等に時間を要することが予想されるため、校務運営に当たって十分に配慮する。
- (イ) 研修時間の確保を図ること
 - a 新規採用養護教諭研修に伴い、配置された教職員を有効に生かして、新規採用養護教諭の校務分掌等の軽減を図り、研修時間の確保を図る。
 - b 指導者（非常勤職員等）による研修は、校内における全教職員を対象とした現職教育と有機的関連を図りながら実施することが望ましいが、この現職教育の研修は、新規採用養護教諭研修に含めない。
- (ウ) 指導者（非常勤職員等）を中心とする指導及び助言の協力体制を確立すること
 - a 校長及び教頭のリーダーシップの下に、研修の推進体制を組織し、校務分掌に位置づけ、円滑な運営を図る。
 - b 指導者（非常勤職員等）が、年間指導計画に従って、新規採用養護教諭に対して指導及び助言ができるよう、また新規採用養護教諭の職務内容に関する種々の相談に応じられるよう指導の工夫をする。
 - c 指導者（非常勤職員等）以外の教職員が、年間指導計画に従い、指導者（非常勤職員等）の職務を補充して、新規採用養護教諭の指導及び助言に当たれるよう工夫する。
 - d 指導者（非常勤職員等）は、指導に関わる教職員等との連絡調整を綿密に行い、年間を通して系統的、組織的な研修を行うよう工夫する。
 - e 指導者（非常勤職員等）の勤務日は、新規採用養護教諭の研修日や学校行事等を十分考慮して決めるようにする。
- (エ) 新規採用養護教諭に対する児童生徒や保護者等の信頼を確立すること
 - a 児童生徒や保護者に対しては、新規採用養護教諭研修制度について機会あるごとに説明し、十分な理解が得られるよう積極的に啓発する。
 - b 新規採用養護教諭に対する研修は、全教職員の協力を得ながら進めていることの理解を深める。
 - c 新規採用養護教諭は一人前の養護教諭であるということの理解を求める。

ウ 指導者（非常勤職員等）に関すること

- (ア) 新規採用養護教諭に対して、効果的にまた創意を生かした指導・助言ができるよう指導者（非常勤職員等）の職務を明確にする。
- (イ) 学校保健活動に関する直接の職務内容だけでなく、養護教諭としての人間的な成長を促すようにするとともに、常に温かい心で新規採用養護教諭と接し、よき相談相手となるよう配慮する。
- (ウ) 指導に当たっては、新規採用養護教諭の個性や経験の状況などに応じて、指導方法や形態を工夫して、新規採用養護教諭が主体的、自己啓発的に研修できるよう配慮する。
- (エ) 校内研修の実施状況をできるだけ詳細に記録し、指導に役立てられるよう配慮する。
- (オ) 指導者（非常勤職員等）以外の教職員等による研修では、研修の一貫性を図るため新規採用養護教諭とともに指導者（非常勤職員等）が同席することが望ましい。

エ 新規採用養護教諭に関すること

- (ア) 学校の生活に慣れないことなどによる心身の疲労が予想されるので、状況を十分見極め、著しく負担加重にならないよう十分配慮する。
- (イ) 新規採用養護教諭に対しては、研修の意義を理解させるとともに全教職員の協力に応じて、研修を最後まで全うする心構えを育てる。
- (ウ) 新規採用養護教諭には、研修についての記録をとらせ、その後の研修に役立てるよう努力させる。